

◎新潟県告示第1535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市四十日字中村962番1から	新	9.0～16.2メートル	394.6メートル
同市野田字下原570番3まで	旧	6.0～14.8メートル	392.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道欠ノ上五日町線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 欠ノ上五日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市野田字下原570番3から	新	9.0～16.2メートル	394.6メートル
同市四十日字中村962番1まで	旧	6.0～14.8メートル	392.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道城内焼野線と重用